

うきは市告示第62号

平成28年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年8月24日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成28年9月2日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

岩佐 達郎君

大越 秀男君

高山 敏枝君

三園三次郎君

藤田 光彦君

櫛川 正男君

○9月5日に応招した議員

○9月6日に応招した議員

○9月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第4回(定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年9月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年9月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第4号から報告第5号まで2件、議案第73号から議案第85号まで13件、請願第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第73号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 議案第75号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第76号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 請願の委員会付託(請願文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第4号から報告第5号まで2件、議案第73号から議案第85号まで13件、請願第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託

- 日程第9 報告第4号 平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
 日程第11 議案第73号 人権擁護委員の推薦について
 日程第12 議案第75号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第13 議案第76号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第14 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君
総務課長 …………… 楠原 康成君	会計管理者 …………… 田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 ……………	瀧内 教道君
企画財政課長 …………… 金子 好治君	税務課長 …………… 宇野 弘君
徴収対策室長 …………… 段野 弘美君	

市民生活課長兼人権・同和对策室長	……………	安元 正徳君
生涯学習課長	…………… 瀧内 英敏君	保健課長 …………… 増岡 寿君
福祉事務所長	…………… 秦 克之君	住環境建設課長 …………… 江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………	田籠 正規君
水資源対策室長	…………… 高木新一郎君	学校教育課長 …………… 内藤 一成君
浮羽市民課長	…………… 山田 昭紀君	自動車学校長 …………… 今村 一朗君
総務法制係長	…………… 大石 恵二君	財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより、平成28年第4回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に9番、諫山茂樹議員、10番、岩佐達郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月2日から9月21日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月2日から9月21日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

お手元に配付しています諸般の報告文書をごらんください。

7月6日、筑後川未来空間形成推進期成会通常総会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、御報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成28年第4回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、常日ごろより、市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、条例の改正や平成27年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけですが、第2回定例会以降、本日までの主だった事業等について御報告をさせていただきます。

まず、熊本地震被災地支援について御報告をいたします。

8月1日、熊本県庁において、被災された方々への支援と、被災地の一日でも早い復興に役立てていただくため、義援金500万円を贈呈いたしました。

8月1日から10月31日までの3カ月間、住環境建設課の技師1名を熊本県益城町に派遣をしております。同職員は、益城町役場で派遣職員として公費解体作業にかかわる業務に携わっているところであります。

6月18日、白壁ホールにおいて、うきは市民大学特別講演会「健口食育のススメ～共育——この「きょういく」は「共に育てる」って書いて「共育」——から響育へ～後ろの「きょういく」は「響き育てる」という字を書きますが——「共育から響育へ」が開催されました。うきは市では、平成18年のうきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例制定以来、年間を通じて保育所での農業体験、食の講演会の開催など、積極的に食育推進に取り組んでいるところであります。

6月26日、熊本地震の被災地支援の一環として、市役所西側駐車場において、「熊本・大分応援フェア in うきは」が開催されました。市内の店舗と有志の皆さんが、日ごろのイベント販売等で交流がある被災地の店舗の厳しい現状を知り、県外での販売の機会をつくり出そうと、応援フェアを開催したものであります。

同じく6月26日、JAにじ園芸流通センターで、第7回うきは市消防操法大会が開催されました。市内10分団の選手たちは、猛暑の中、訓練の成果を遺憾なく発揮し、卓越した放水技術を披露しました。

また、9月4日には、第24回福岡県消防操法大会が開催されます。うきは市消防団を代表して、6人の選手が小型ポンプの部で出場いたします。7月14日から、消防署の指導のもと、連夜、訓練に励み、大会優勝、そして全国大会出場を目指して頑張っているところであります。

7月12日、白壁ホールで部落解放同盟福岡県連合会筑後地区協議会委員長、中山末男氏を講

師に迎え、「人権が尊重される地域社会の実現に向けて」と題し、うきは市同和問題啓発強調月間講演会を開催いたしました。

7月14日、小塩ホテルの里広場において、小塩小全校児童により、蛍の幼虫放流が実施されました。九州北部豪雨災害の影響により、蛍の数が激減した小塩地区では、蛍を復活させるべく、小塩蛍復活プロジェクトの取り組みを進めてきました。このような取り組みが奏功し、蛍の数も徐々に戻りつつあります。また、昨年12月には、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山にも認定されました。豪雨災害の記憶を風化させず、また、さらなる蛍復活を祈念して、蛍幼虫放流活動を実施したものであります。

7月19日、20日、そして8月22日、23日の4日間限定で、ホテルニューオータニ博多カフェアンドレストラン、グリーンハウスと提携し、プレミアムナイトデザートブッフェ“フルーツ王国うきは”を開催いたしました。年間を通じて、イチゴ、ブルーベリー、ブドウ、梨、イチジク、キウイ、柿など多様なフルーツが収穫できるフルーツ王国うきは。今回のイベントでは、来場された皆さんに新鮮なブドウ、梨を、そのまま味わっていただくとともに、スイーツなど、さまざまな食材としての魅力を楽しんでいただきました。

8月1日から10月31日までの3カ月間、高齢者生活支援のため、道の駅うきはシャトルバス社会実験の運行が開始されました。運行ルートは、うきは市民センターから道の駅うきは間を直行で結び、どなたでも無料で利用ができます。今回のシャトルバス運行は重点道の駅うきはを拠点とした、人、物の移動支援に関する社会実験の一環として実施するもので、高齢者の農業支援であるEVトラックによる庭先集荷、日用品宅配の実現性も検証することとしております。

8月2日、道の駅うきはにおいて、うきはテロワールについて農家の皆さんを対象とした説明会を実施し、8月11日には、にじの耳納の里において、買い物客の皆さんにPRを行いました。うきは市では、フルーツを中心とした市内農産物のブランド化に向け、昨年度から地勢、地質、気候などの地理的特性にかかわる学術的調査を行いました。うきは市の大地が、いかに農業生産に適した自然環境を有しているかを定量的に立証し、「うきはテロワール」と名づけ、新たな発想のもとで、うきはブランドの構築を進めております。

8月3日、つづら棚田周辺の森林セラピーロードにおいて、「積水化学の森・うきは」森づくり活動を実施いたしました。市と積水化学工業株式会社は、うきは市森林セラピー実行委員会、公益社団法人国土緑化推進機構との4者で「積水化学の森・うきは」生物多様性保全の森づくり協定を、平成25年7月31日に締結しました。これは、5年間にわたる環境意識啓発とふるさと風景を守るための森林保全等の活動を実施するもので、これまで、植林、徐間伐、下草刈り、遊歩道整備等の活動を年2回実施してきました。今回の森づくりは、セキスイハイム九州グループの社員及び家族の皆さんに植樹地の下草刈りや遊歩道への木材チップの敷設などの活動を行っ

ていただきました。

8月5日から8月23日にかけて、オランダ王国の政府機関とうきは市が共同で行う文化芸術交流事業、うきはアーティスト・イン・レジデンスがスタートいたしました。この事業は、海外の芸術家を招き入れて市内に滞在してもらい、ワークショップや市民との交流を行うもので、海外にうきはをPRすると同時に、市民にも海外の芸術に触れる機会を創出することを目的としております。

8月6日、うきは市の観光フルーツ狩りのスタートを告げる「フルーツ王国うきは」開国式が開催されました。うきは市は、九州各県にも知られた果物の産地であります。ことしも、うきは市の果物が、九州各県はもとより、全国の皆様に喜んでいただけることを期待しております。また、市内の観光資源とうまく連携させ、うきは市の観光振興につながる取り組みを一層進めてまいります。

8月27日、これからの市の将来を担う小学校の児童に、うきは市のまちづくりについて関心を持たせるとともに、小学生の目で見えた意見や提言などを聴取し、今後の市政運営やまちづくり施策の参考とするため、うきは市民大学の子ども未来学部の取り組みの一つとして、子ども議会を開催いたしました。今回の子ども議会では「魅力あふれるうきは市に」をテーマに開催し、子供たちから、これがあればもっとすてきなうきは市になるのではといった意見が次々と提案され、今後のうきは市を担う子供たちの頼もしい姿を見ることができました。また、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、ありがとうございました。

結びに、地方創生の取り組みの一環として、うきは市民センター横の福岡銀行浮羽支店跡地を、創業支援と移住定住支援のワンストップ相談窓口として、改装、整備いたしました。愛称を「Ukiha Business Cafe」、通称「U-BiC」と名づけ、地域おこし協力隊と商工振興プランナー、移住定住支援プランナーが在駐し、創業希望者や移住希望者の相談に応じ、創業や移住定住に関するセミナー等も開催していきます。また、同じ場所で、毎月第3火曜日には、うきはよろず経営相談窓口を開設します。これは、福岡県よろず支援拠点の専門家がうきは市に出張し、中小企業・小規模事業者の方を対象とした経営に関する個別相談とセミナーを開催するものであります。

以上、第2回定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第4号から報告第5号まで2件、議案第73号から議案第85号まで13件、請願第2号1件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 本日、平成28年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしは梅雨明け以降、記録的な猛暑が続き、降水量も少ない状況が続いております。また、例年であれば、夕立が多く発生するのがうきはの気候上の特性なのでありますが、ことしに限っては、夕立もほとんど見られない状況が続きました。このため、果樹を初めとした農作物への影響が心配されているところであります。8月25日に発表された福岡管区気象台の向こう1カ月の天気の見通しによれば、九州北部地方のこの暑さは、9月いっぱい続くとの予報となっております。しかし、幸いなことに、降水量については平年並みか多いと予報されております。

このような中で、今後の台風の動向が気になるところであります。ことしは、8月に入ってから立て続けに台風が発生し、東日本、北海道に上陸するなど、大きな被害の発生を見ております。そして、今後の気圧配置の状況によっては、西日本に影響を及ぼす台風が発生することも想定されます。現に台風12号が、今、九州に上陸するのではないかと、そういう危惧がなされているところであります。したがって、台風に対しては、引き続き警戒を怠ることなく、対応を図っていくことが必要とされます。

また、秋雨前線等による豪雨については、土砂災害や浸水被害を発生させる危険性が高くなりますので、台風とあわせて警戒していく必要があります。4年前の九州北部豪雨において大きな被害を経験したうきは市では、防災減災体制の充実を図っていくことは非常に重要なこととなります。今後とも引き続き議会や市民の皆様との連携を図りながら、防災減災に努めてまいりたいと考えております。

さて、8月15日に内閣から発表された4月から6月期の国内総生産につきましては、物価変動の影響を除いた、実質で0.0%、年換算で0.2%のプラス成長となりました。事前の予想では、熊本地震の影響もあり、再びマイナス成長に陥るのではないかと危惧されてきたところではありますが、わずかではあるものの、何とかプラス成長を維持することができました。しかしながら、我が国を取り巻く経済環境は、依然として厳しい状況にあります。

このような中、国のほうでは、8月2日に未来への投資を実現する経済対策を閣議決定し、これを受けた具体的な動きとして、8月24日には第2次補正予算が閣議決定されたところであり

ます。補正予算の中には、一億総活躍社会の実現に向けた関連施設や地方創生拠点整備交付金が新規に盛り込まれるなど、地域の活性化に向けた施策が多く盛り込まれておるところであります。

このような国の動きを受け、うきは市におきましても、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略に位置づけられた事業の推進に向け、積極的に対応を図っていくことが重要となります。そして、これら計画戦略の実現に当たりましては議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様への御理解、御協力を賜りながら、事業の推進、そして、うきは市の活性化に向けた動きを加速してまいりたいと考えております。

今月から10月、11月にかけては、市内各地で多くの行事が行われる予定となっております。議員の皆様におかれましては、公私とも多忙な状況にあらうかとは思いますが、活力のあるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は条例案件2件、決算案件9件、人事案件1件、報告案件2件、その他の案件1件となっております。

まず、報告第4号は、平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第5号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度分の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第73号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員のうち4名が、平成28年12月31日をもって任期が満了しますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第74号は、うきは市道路線の認定についてであります。

寄附による市道路線の認定1件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号は、うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部改正により、うきは市税条例の一部を改正するものでございます。具体的には、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

議案第76号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得税法等の一部改正により、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。具体的には、市県民税で分離課税される特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を、

国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

議案第77号から議案第85号までは、平成27年度一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております委員会の調査報告を申し述べさせていただきたいと思えます。

平成28年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定に基づきまして、御報告を申し上げたいと思えます。

お手元にそれぞれ報告書を配付しておりますので、なるべく簡潔に要点のみを御報告をさせていただきますと思えます。

総務産業常任委員会では、7月と8月にそれぞれテーマを設定いたしまして、2つのテーマを設定したところであります。

1つ目は、自治コミュニティ推進についてと都市計画についてをテーマといたしております。

まず、自治コミュニティ推進に関する調査であります。7月14日に3階の委員会室で、午前中行いました。出席に当たりましては、委員7名と市長公室長、それから市民協働推進課——所管でありますけども——の出席で実施したところであります。

まず、調査の趣旨でございますが、うきは創生は、住民自治を基盤とする自治組織の自立による地域振興にあるとして、調査のテーマを設定したところであります。自治コミュニティが発足して2年になります。創設後、なおも曲折する実情を踏まえ、特に今年度末には区長委嘱が廃止となることに鑑みまして、安定した組織づくりに向けた現状と課題等を踏まえ、今後あるべき体制運営について議論を展開したところであります。

主な論点について申し上げたいと思います。

まず、1点目は現状と課題であります。執行部のほうからも、現状と課題を捉えた資料等も提示されておるところでございますが、いずれにしても、各地区ともに、特に浮羽町と吉井町の歴史・文化の相違による温度差があるということが前提でございます。発足から2年が経過しておりますが、体制が整いつつある一方で、地区においては従前の公民館意識を脱し切れず、これまで培ってきた運営体制を固持するなど、役員人事を含めた意識改革が求められているようであります。

次に、踏まえまして市民の意識であります。地域において自治協議会への意識や関心が、大分薄いということが指摘されております。まずは、市と自治協議会が協働して自治コミュニティの市民意識を高める必要があるということを確認をいたしたところであります。

続きまして、各行政区への未加入世帯の対策が種々議論となりました。これは議会になってもテーマの大きな一つでもあります。市内約700世帯と推計される行政区未加入世帯の問題は、自治協議会のみならず、種々議論の的になっております。法定義務がなく、あくまで現実的な重要な課題として、行政指導と各行政区で加入促進を図るほか方法はございません。未加入世帯は、その大半が仮住まい的なアパート等の住民で、課題は共有しているものの、解決はなかなか困難と言えます。特に若い世帯は拘束される地域の行事参加への敬遠や、地区、集落等で積み立てられた共有資金など多額の入会負担もございまして、現実的には困難な状況にあるというのも理解できるところであります。これらの課題は、地方創生の根本課題とする人口減少を食いとめる方策に直結しており、市民全体の理解に立って、住みやすい環境づくりを求められるところであります。

さらに議論では、うきは市協働まちづくりの伝統行事でもあります、春と秋の道路河川愛護活動に関し、加入、未加入にかかわらず、防災無線で参加を呼びかける放送を実施し、生活に密着した環境保護保全活動に参加することで地域交流を図るなど、未加入問題解決の一助をなすように執行部に提言したところであります。これは実施していただけるものと思います。

次に、区長委嘱廃止に伴う区長の位置づけについてであります。市といたしましても、区長の位置づけは大きな課題として捉えていただいております。市の方針として、区長の位置づけは自治協議会で決めることではございますが、市としては、自治協議会の副会長に区長代表と女性1名を位置づけることが望ましいという考え方を示されております。既に、具体的には御幸自治協議会をモデルとした案が検討されているところであります。

次に、区長制度は廃止となりますが、今後も区長としての業務を継続していただくため、自治協議会と協定書及び仕様書に基づく協定を締結し、従来どおり、区長としての業務をお願いするとしておるようであります。

また、区長報酬は、協定に基づき、現行額を一定期間保証し、その後は双方の協議により決定することになるという協定になっております。その上で、行政に対する自治協議会と区長との関係でございますが、結果としては当分の間、いわゆる体制が整うまでの間という意味でございますが、これまでどおり、直接の関係を認めるとしており、その後は行政区の特殊性や緊急性がある場合、その自治協議会との協議等踏まえ、弾力性をもって直接対応するといったしておるところであります。

そこで、まずは委員会で特に議論になりましたのは、自治協議会における区長の位置づけ、これはもう提案として捉えていただきたいと思いますと思うんですが、11地区の中には、自治協議会と区長会が折り合わない地区もございます。市の考えでは、自治協議会の副会長に区長代表を充てるとしてありますが、組織論からして、各区の代表者である区長の位置づけを誤ると、組織運営のみならず、今後、さらに区長職そのものの意識と意欲の低下を招かないかを危惧しているところがあります。

そこで提案としては、会長をこれまでの公募選考ではなく、行政区を代表する区長——校区です——に自治協議会会長候補を推薦。要は、なりたい人よりもなしたい人を選考する権限を区長会に付与し、総会で承認された自治協議会会長が執行権を有する制度にこそ、自治協議会の安定推進を図る上で有効策と考え、こういう提案をしているところでもあります。

最後に、今後の運営方針であります。住民の自治コミュニティー活動の認識が薄いというのは、先ほど申し上げたとおりであります。市としては、この2年間で基礎づくり、それぞれ、みずから策定した地域計画に沿いながら具現化するようにお手伝いをしたいということでございます。当然であります。将来的には、指針に掲げるように地域の基軸となり、ひいては、みずから稼ぐコミュニティービジネスへの進展を願っているところでもあります。

その中で、それをちょっと砕いて言いますと、行政の今後のあり方ですけれども、行政の地域分権が自治協議会の目指すところであると考えております。ますます深刻化する高齢化等に対する住民対応は、統廃合等によるスケールメリットとは逆に、身近な行政窓口などを自治協議会が果たすべき役割は、さらに多岐にわたると予測され、地域内分権による直近行政が余儀なくされるということであろうと思います。そういう認識をひとつお願いしたいと思うところでもあります。

最後に、所見であります。自治協議会が地域振興の基盤であり、その基軸をなす区長が委嘱廃止となり、自治協議会において区長をどう位置づけるかが所管委員会としての重要なテーマでございました。その上に立って、地域それぞれの個性、特色と魅力を発揮する自律的経営の実現を願っているところでもあります。

最後に、真に自治協議会の進展を願い、懸命に取り組んでいる職員の声を紹介をいたしたいと思っております。

自治協議会を回らせていただいた中で、いつも思うのが、人だと思ふ。会長次第で組織は変わる。その一方で、公民館の継承発展にこだわるなど、やり方を変えていかなければならない部分もございますが、自治協議会の活動の中でレクリエーション的な要素、人に集まってもらわないと人も見つからない、そういったことに力を入れながら、人を集めて、いい人材をどんどん集まってもらう体制にできたらいいと思っている。そのためには、風通しをよくしないとイケない。一方で、市役所で自己反省を含めて、地域づくり、地域のまちづくり推進のためには職員がかかわっていかないとイケない。この人がおるから任されると能力のある職員が多いので、地域のの人に、この人はいい人だと、どんどん働いてもらおうという信頼関係をつくれたらいいというふうにと考えると申し上げます。自治協議会も市役所も、5年後、10年後を考えながら動いておりますということでございます。

次のテーマであります。都市計画に関する調査でございます。8月の8日に市役所の会議室のほうで行いました。今回は、初めての都市計画に関する研修でございますして、講師として、高瀬筑後川河川事務所片ノ瀬出張所長、前うきは市住環境建設課長においでをいただきまして、資料等も作成していただきまして、当委員会と住環境建設課の職員と合同で研修を受けたところであります。

内容については資料を添付しておりますので、後で目を通していただければ簡潔に理解できるというふうに思っておりますが、ただ、制度的には非常に、技術的なものも含めて難しゅうございますから、あくまでも概論ということになります。主な概要としては、都市計画とはということでございます。

その前に、調査の趣旨を申し上げたいと思ふ。うきは市の将来に魅力ある地域形成を創造するため、都市計画法に基づく現行の準都市計画区域——これは平成20年3月に指定されております——準都市計画区域から都市計画の指定に向け、うきは市第2次総合計画に都市計画制度の導入が政策として掲げられました。これを受けて、都市計画の制度概要、その効果等を理解する目的で、初回の研修を実施したところであります。

主な内容でございますけども、まず、都市計画とはということで、現行の準都市計画区域では——これは開発行為で御存じの方も多いたと思ふますが——3,000平米以上の開発行為には県知事の許可を受け、開発行為要綱等により道路整備や防火用水等の設置、環境衛生等に一定の規制が課せられているものの、結果としては、うきは市の将来に向けた地域形成には効力が弱いと認識もいたしております。都市計画に移行することによって、区域指定等により4つ掲げておりますが、1つ目は土地利用と建物の規制、2点目が用途地域の指定、住宅地、商業地、工業地、ほかにも区分がされます。3点目が都市施設、道路公園、下水道の設置義務、規制。今は、下水道等についても3年以内に接続しなければなりませんけども、未接続世帯が、かなり数、まだ現

存をいたしております。こういう義務が生じてくるということでもあります。4点目が土地区画整理事業。区域内での協議によって、居住者等が土地の一部を提供して、市道路や公園を整備することで付加価値の高い区域を形成する。こういうことが主な都市計画の概念であります。

2点目は、準都市計画から都市計画に変わること。この主な内容については、うきは市全体の地形などから一体的に計画区域を指定すること。具体的には、区域区分をなす線引きというものが基本になってまいります。今後、都市計画策定における一般的なスキームとして、まずは基礎調査、そして都市計画のマスタープランの作成、そして都市計画の手続が進んでいくわけであります。いずれにしても、これを着手して、基礎調査から、これを議会の議決に至って、この制度がスタートするまで約5年ほどかかるんじゃないかというふうに私は認識をしているところであります。

次に、福岡県内における都市計画指定の概要であります。これは添付資料の2番を見ていただきますと福岡県の図面が添付をされております。最後から2ページになりますかね。いわゆる赤で、カラーで出しておりますので、赤というのが北九州・福岡都市圏、久留米、大牟田ということで、これが線引きの都市計画区域ということになります。線引き、非線引きと、まずは区分されますんで。それから、黄色のところは非線引き、それから水色で塗っているところが、うきは市も入りますが、準都市計画区域ということになります。今の福岡県内の都市計画の現状はこういうことでもあります。

次に、1つの例として近隣をとらえたのが、最後のページの都市計画図をちょっと見ていただきたいんですが、これは旧甘木市ですね、今は朝倉市ですけども。これが、結果としては非常に緩やかな都市計画でありまして、実現的にも、それから、この朝倉もうきはも地形的に非常に環境豊かなところでありまして、こういう都市計画づくりが望ましいのではないかという1つの例であります。こういうものを資料としてつけておりますので、よろしくお願ひしたいと、御理解いただきたいと思ひます。

今後、都市計画推進に当たってであります。今回は概論の理解が目的でございました。今後は、執行部、住環境建設課ともに、より具体的な制度理解と手続、さらには都市計画導入に向けた体制づくりについても意見を交わしました。

また、今後の調査推進を図るため、住環境建設課内に準備等を含めた担当を配置することを、この場をもって高木市長に要望するものであります。

最後、所見であります。耳納連山と筑後川が織りなす自然豊かな地形と民度に育まれた我がうきは市にあっても、うきは創生の実現に向けては10年、20年、その後の将来を見通し、より理想的かつ魅力ある市勢を創造するためには——「しせい」は「市の勢い」ですね——創造するには都市計画は避けて通れない現実課題であり、第2次総合計画の主たるテーマとして、前期

5年間において着手する必要があるということを進言するものであります。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 厚生文教委員会の報告をいたします。

平成28年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続審査申し出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告いたします。

まずは、八女市岩戸山歴史文化交流館いわいの郷の施設を視察しました件について報告いたします。

調査日は平成28年7月5日であります。調査の目的は、保存活用基本計画が示され、うきは市のまちづくりと連動して市民生活と結びついた持続的な文化財保護を推進するとしております。

また、うきは市ルネッサンス戦略では、うきは市の魅力を高め、対外的な情報発信を行い、都市部からの人の呼び込みを図り、多様な価値観を持つ市民の連携を高めるとして、山城、古墳群の調査検証などの整備計画を進め、古墳見学者、参加者を年間2,000人と見込んでいる計画でございます。

そこで、平成27年11月にオープンしました、この岩戸山歴史文化交流館いわいの郷、この施設に伺って、文化財保存・保護と活用効果の実態を学び、今後の審査に生かすことを目的といたしました。視察には瀧内生涯学習課長にも同席いただきました。

調査結果の施設概要及び施設経費、それから入館者の実績などは、皆様のお手元に配付の報告書をお読み取りいただきますようお願い申し上げます。

ポイントとしては、来館者をふやす、あるいはそれを維持していくために、それぞれの施設管理者の情報発信力、企画力っていうんですか、そういうことの努力が大きなウエートになるということでもあります。簡単に言いますと、そういうことになるかというふうに思います。

そういうことで、全体の所見としてですけれども、要点になりますけれども、まずは地元、うきは市の場合、地元の理解をさらに深めていく努力に徹することが必要だと。そういう意味では、地元に対する情報公開及び地域の方々の役割分担っていうんですか、どういうふうに協力いただけるのかということも含めて、きちんと合意形成をしていくっていうことが大事ではないかと

いうふうに思います。

それから、整備に当たって、施設面のハード、それからどういうふうに人を呼び込むかというソフト面、両面で、ともに専門的な人材の育成と、それから確保が非常に大切であるというふうに思います。

それから、整備費用については、ことしについては調査費ということですと出てるわけですが、引き続き計画内容を明らかにしていただくこととあわせ、本市の財政事情に応じた身の丈に合った予算ということを含めて、十分に熟慮して判断していただきたいと思いますというふうに思っております。

そういう意味では、今後のうきは市には文化財保存と公開による活用というこの計画について、大いに参考になるという、そういう認識を深める視察でありました。

それから、2点目、次になりますけれども、うきは市男女共同参画推進の取り組みについて、平成28年8月3日、委員会室にて調査を行いましたので報告いたします。

先般、平成28年第2回定例会において、男女共同参画推進事業について所管の変更があったことから、その事業の取り組みについて担当である佐藤係長及び高木所長に同席をいただき、平成28年3月策定の基本計画及び実施計画、それから男女共同参画センターの取り組みの実績について説明をいただき、事業の内容の理解を行い、意見交換を行いました。

所見としましては、計画目標の一つ一つを、この10年間で具現化することになるわけですが、実施計画の中で確実な推進行動と検証を行い、そして次の行動へステップアップになるような、そういうサイクルをきちんと位置づけて行うということが重要だというふうに受けとめました。

それから、それぞれの数値目標の達成度についてですけれども、達成度だけではなくて、例えば、具体的に女性の審議会への参加について、発言力やその発言の頻度などが上がって、全体として女性の参画が質的に、その委員会の質的な向上があるように対策を行うということが非常に重要ではないかという意見も出されております。

それから、なかなか女性単独では行動するのが難しいということもありますので、横断的な女性組織への働きかけなど、いろいろ、女性が参加しやすい組織づくりへの働きかけなども重要ではないかというふうに意見が出ております。

それから、地域づくり、それからワーク・ライフ・バランス、DV対策、そして何よりも、今後うきは市を担う子供たちへの意識づけ、教育を通じた意識づけを行うということも大切との意見も出されております。

この男女共同参画について、この事業が確実に市民の理解を得て推進されることを望むとともに、その具体的な行動計画について、改めて認識を深めることができました。

以上、厚生文教委員会の閉会中の審査について報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと、よくわからなかったんですが、まず最初の文化財の保存、八女ですね。これは、うきは市も課題となっている、それぞれ旧町跡、これ統合したということですか、リニューアルも書いてあるけど。

それから、これ何か、写真とかそういう資料等はなかったんですか、文言だけですけど。関心もありますんで（「そうですか」と呼ぶ者あり）これだけではちょっと読み取りにくいから、まずその点を、ちょっと確認をさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 八女市の歴史文化資料館って、一応こういうふうパンフレットは、ちょっと分厚いものはもらってきております。必要であれば資料としてお渡ししても構わないと思います。

ここの歴史文化資料館については、以前からの資料館をリニューアルした関係でありますので（「統合じゃないの」と呼ぶ者あり）統合ということではなくて、そこに新たに最近の価値観、歴史的な価値観を踏まえて、作り直したということであります。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。後でまた、お尋ねをします。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、決算特別委員会の設置について、議題とします。

お諮りします。平成27年度うきは市一般会計歳入歳出決算の審査を行うため、議会選出監査委員を除く議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議会選出監査委員を除く議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選を行うことに決しました。

決算特別委員会の委員長に14番、藤田光彦議員、副委員長に7番、江藤芳光議員を指名して決定いたします。

日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第77号平成27年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてを決算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第9. 報告第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、報告第4号平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書は1ページでございます。朗読は省略をさせていただきます。

なお、事前配付いたしております平成27年度財政健全化判断比率算定資料と書いております7ページものの資料をお手元にお願いをいたします。

まず、この財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の公表につきましては、平成18年度の北海道夕張市の財政破綻をきっかけといたしまして、翌年、平成19年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、同法第3条の規定によりまして、各地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、監査委員の審査を受け、速やかに議会に報告し公表することが義務づけられたものでございます。

議案書のほうの2ページをお願いいたします。

まず、財政健全化比率につきましては4つの指標がございます。表の左に記載しております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率でございます。これらの比率が一定の基準を超えると、例えば、表中央の早期健全化基準を超えた場合、その地方公共団体は財政健全化計画を策定して、県や国への報告が必要となります。また、その右の財政再生基準を超えた場合は、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が科せられ

ることとなります。

それでは、配付資料の平成27年度財政健全化判断比率算定資料、7ページのほうで説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんください。

実質赤字比率についての計算方法についての説明でございます。最上段に計算式を示しております。実質赤字比率は、下段にあります標準財政規模、いわゆる標準税収入、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額を分母として、その一般会計等の実質赤字額を分子として割り出して算出するものでございます。

ここで言います一般会計等とは、本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、自動車学校特別会計の3会計を合わせたものでございます。分母に当たります標準財政規模は、下段にありますように92億4,433万7,000円になります。分子に当たります一般会計、住宅特別会計、自動車会計、3会計の実質収支の合計額は、中段の表の右下の合計欄に記載しております8億1,610万2,000円となっております。いわゆる黒字でございます。したがって、上段の計算式の分子に該当する一般会計等の実質赤字額の数字が上がってきませんので、議案書の2ページの実質赤字比率の欄は横棒のハイフンでお示ししております。実質収支が赤字になった場合にのみ、この数値が出るものでございます。

なお、資料の1ページの2行目の早期健全化比率の13.47%が、その右の式で算出された本市の標準財政規模から算出される本市の早期健全化基準値でございます。昨年度の数値が13.49でございましたので、0.02ポイント改善しておるところでございます。また、早期健全化比率については、施行令第7条によりまして、市町村においては11.25%から15%の範囲であることが定められております。本市の場合、そこに示しております式により13.47%でございますので、その基準内にある状況でございます。

次に、説明資料のほうの2ページをお願いいたします。

連結実質赤字比率の計算方法についての説明でございます。連結実質赤字比率は、地方公共団体の特別会計を含めた全会計を対象といたしまして実質赤字比率を求めるものでございます。本市の場合、資料の2ページの中段の表にありますように、一般会計等から簡易水道会計までの全7会計の実質収支の合計額が、表の右下の合計欄にありますように8億4,883万8,000円の黒字でございます。したがって、計算式の分母に当たります連結実質赤字額がございませんので、議案書2ページの実質赤字比率の欄は横棒のハイフンで表示をいたしております。

また、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、施行令第7条によりまして、市町村においては実質赤字比率の基準に5%をプラスした16.25%から20%の範囲であることが定められております。本市の場合、18.47%でございますので、その基準内にある状況でございます。

続きまして、説明資料の3ページのほうをお願いいたします。

実質公債費比率に関する計算方法の説明でございます。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等、先ほど申しました一般会計、住宅会計、自動車会計の3会計の合計、この負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。算出方法につきましては、3ページの中段で示しております式で求めるものでございます。こちらの式の①から⑱の数値につきましては、次の4ページの実質公債費比率の状況の一覧表に該当する項目から年度別に数値を当てはめて算出し、3カ年の平均値をもって算出するものでございます。本市の場合、4ページの中段の一番右側に示すとおり、3カ年の平均値は9.5%となっております。昨年度の数値が10%でございますので0.5ポイント改善しておる状況でございます。また、早期健全化比率の施行令第7条で定めております25%及び財政再生基準施行令第8条で定めております35%を下回っており、基準内の数値となっております。

続きまして、説明資料の5ページをお願いいたします。

将来負担比率についての説明でございます。将来負担比率の算出方法は上段の式に記載しておりますが、一般会計等や特別会計に加え、市が関係する一部事務組合や市が出資している法人等、いわゆる第三セクターも含めまして、市が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。早期健全化比率は、施行令第7条により、市町村においては350%と定められております。本市の場合の計算方法につきましては、資料の5ページから7ページにかけて関係団体の対象となる数値を上げ、7ページの最下段で、その計算方法による計算式を示しております。結果といたしまして、分子の部分であります将来負担額から基金等の充当可能財源を引いた額がマイナス9,630万9,000円となります。これは充当可能財源が将来負担額を上回ることとなりますので、将来負担比率は算出されません。したがって、7ページの下段右下の四角の中にありますように、将来負担比率は横棒のハイフンで示しておるところでございます。昨年度の数値が11.5%ございましたので、改善された状況でございます。

また、将来負担比率の早期健全化基準が先ほど申しましたとおり350%でございますので、現在は健全な状況でございます。

続きまして、議案書のほうに戻りまして、2ページに記載のとおり、本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準の正常値内におさまっており、現時点で健全と言える状況でございます。

続いて、議案書の3ページをお願いいたします。

平成27年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明を申し上げます。

公営企業の健全化に関しては、事業規模に対する資金不足額の割合で資金不足比率を適用する

こととなっております。事業規模は、各会計の公営企業決算状況調査の営業収益額が事業規模となります。その事業規模が計算式の分母となります。そして、歳出額から歳入額を引いた資金不足が分子となり、割り算いたしまして資金不足比率を算出するものでございます。この資金不足比率につきましては、早期健全化基準が、施行令第19条により20%と定められておるところでございます。

議案書の3ページの表の下水道会計を例にいたしまして説明をいたしたいと思っております。

歳出額(1)に、平成27年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額14億6,078万円が計上されます。

算入、地方債(2)は、建設改良事業以外に充てた地方債、例えば退職手当債などが対象ですが、本市の場合、対象となる起債がありませんのでゼロとなります。

次の歳入額(3)につきましては、(1)と同様に公営企業決算状況調査の歳入決算額14億7,151万円4,000円が計上されます。

次の繰越明許費繰越額(4)には、翌年度に繰り越すべき財源を計上するものですが、平成27年度は該当がありませんのでゼロとなります。

次の資金不足額、剰余金(5)の欄には、そこに記載している計算式が示しておりますように、歳出額に歳入、地方債を加えたものから、歳入額より繰越額を差し引いて得た数値を控除して算出いたします。資金不足になる場合は正の数で、剰余金が出る場合は負の数字で表示します。本市の場合、下水道会計は剰余金が出ておりますので、マイナス1,073万4,000円が計上されております。

次の事業の規模(6)の欄には、公営企業決算状況調査の営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を控除した数値が計上されます。この下水道会計では、使用料収入等の3億5,364万6,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄に、式が示すように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出しますが、本市の場合、(5)が剰余金ですので、分子に当たる数字が上がってきませんので、横棒のハイフンで表示をいたしております。

あとの農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計も同じ計算方法で算出をいたします。いずれの会計においても資金不足は生じていない状況でございます。

以上、本市の各健全化判断比率及び公営企業にかかわる資金不足比率につきましては、早期健全化基準及び財政再生基準とも正常値の範囲にあり、現時点におきまして、比較的健全な状態であると判断されるところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化意見書に記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと確認ということになると思いますが、3点ほど、まずは2点をです。

1つは、議案の2ページです。前もお聞きしたかもわかりません。実質公債費比率が9.5ということで、うきは市の比率の欄に、ここだけ数値が上がってますね、9.5で。ほかは右側の基準に対しての数値で、基準内だからハイフン。ここだけが上がっている理由を1点、お尋ねさせてください。ちょっと事務的なことだと思います。

それともう一つは、将来負担比率、説明もありましたが、350%という大きな枠内ですから、もう健全ということに数値上はなりますが、成果表で確認をたどりますと、平成24年が37.1%、それから25年が21.1、昨年が11.5、今回がハイフン。これは多分、耳納山麓の負担金の関係だと思うんですが、その確認を、まずさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 2ページの本市の比率の欄でございますけれども、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから一番下の将来負担比率は横棒のハイフンでございます。これは、要するに分子に、割り算してありますので、分子に当たります数値が上がってこない、要するに計算されないということで、そういう意味で横棒で示しております。実質数値が上がってくるのが、実質公債費比率だけは分子に数値が上がってきますので、数値9.5を示しておるところでございます。

それから、将来負担比率につきまして、うきは市のほうが過去3年間、37.1から21.1、11.5という数字が上がってきておりまして、今回、数字が上がってきておりません。この経過につきましては御指摘のとおりでございます。耳納山麓の償還金が昨年度終了いたしまして、大幅にその負担が軽減されております。そういった関係から今年度は数字が上がってきていない状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認はわかりました。

それで、これは時折、皆さんから質問があろうと思うんですが、課長のおっしゃるのは、この法定指標を見れば健全ですね、もう文句なしの健全という数値であります。ただ、私たちも、ある程度、財政がおわかりかどうかわかりませんが、とにかくうきは市は苦しいということの話が、もう根本的に住民の皆さんはそう思っています。

しかし、この数値でいくと健全であると。いわゆる財政力指数が県下でも一番低い時期にあって、稼ぎの少ないうきは市でもあります。しかし、それはやりくりが上手だから、その枠内で健全という意味だというふうに思うんですけどね。

よく聞かれます。うきは市は金がない、金がないと。そういうことの表現は皆さん共通してお持ちだと思いますが、しかし、この財政健全比率を見ると非常に健全だという表現に明確になっています。その意味はわかるんですが、ただ、その中で企画財政課長として、財政を運営する責任者として、今うきは市の財政の運営で非常に慎重にこだわっている点があったら、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。そこを聞いてないと、なかなか聞かれたときに、ただ苦しい苦しいだけの話、この健全ですよという非常にかけ離れた現実を、どう、聞かれたときに皆さんにお答えするかを、ぜひよろしく願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 非常に難しい御質問でございます。

国が今回、全市町村にこういった財政の健全化判断比率につきまして公表いたしましたのは、やはり北海道の夕張市の財政破綻、こういった市町村がほかの市町村から出ないようにということで、全国の市町村に対してこういった判断基準の公表を求め、事前にそういった対策をとるべきというようなことで、総務省のほうからこういった指示があつているところでございます。

実質、全国1,700以上の自治体あるわけですけども、この数値に全て引っかかっておる地方公共団体は現在1団体でございます。それ以外の団体は、ほぼ基準を満たしておると、そういった状況でございます。

そういった中でうきは市におきましては、議員さんおっしゃいますように、一つは人口減少、少子高齢化というのが、うきは市は急速に進んでおる。そういった中で、自主財源というのが以前は0.4ほどありましたけども、今0.35とか、そういった数値になってきております。こういった自主財源がなかなか伸びない。やっぱり交付税とか、そういったのに頼らざるを得ない、うきは市の現状というのがある中で、さらにそういった人口減少が進んでおるところでございます。

当然、今後、医療、介護、そういった社会保障費等が伸びていく現状というのは明らかでございますので、いかに効率的、そういった行政を運営していくかというのは、私といたしましても、今後、必要なものは投資しなければいけない——これは、もう市長の判断になりますけれども——必要なものにお金を使う、切るべきは抑える、そういった態度で臨んでいかなければならないと思つているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

日程第10、報告第5号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、報告第5号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 報告第5号でございます。うきはの里株式会社の経営状況についてでございますが、議案書は4ページとなります。朗読は省略いたします。

事前にお配りしておりました平成28年6月22日開催のうきはの里株式会社、第18期定期株主総会の議案書抜粋版に基づき、経営状況につきまして御報告させていただきます。内容につきましては、経営状況の要点のみの説明とさせていただきます。

抜粋の第18期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回、御報告いたします第18期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までが対象期間となっております。

1の事業の概要でございます。

平成27年1月に重点道の駅に選定され、道の駅うきはがマスコミ等に数多く取り上げられ、大いにフルーツ王国うきはのPRを行うことができました。うきはの里では電気自動車の充電設備を整備、宅配、ギフトコーナーも新築してサービスの向上を図ってまいっております。

国におきましても、重点道の駅に選定したことで駐車場の増設、トイレの改修、出入り口の増設等を実施しており、これまで大きな課題があったものが、国も頑張ってください改善がなされたところでございます。

一方、販売においては、春先の天候不順、9月の台風、1月、寒波等の影響で数量は前年を下回りましたが、桃、梨、ブドウ、柿を初めとしたフルーツの売り上げは前年を大きく上回ったところ です。

2の実績の推移でございます。

総売上金額ですが、9億2,761万5,000円となっております。その右側、2列飛ばして見ていただきますと、前年比110%、金額でいきますと8,554万7,000円の増加となっております。

次の行です。売上総利益といたしまして1億8,426万円です。これは、先ほどの総売上金額から、後ほど御説明します仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

その下の行は経費で、販管費及び一般管理費が1億4,881万円で、この経費を上欄の売上総利益から差し引きますと、下の欄の営業利益3,545万円となります。参考までに、前年度の営業利益は2,677万7,000円となっておりますので、前年比しますと132%となっているところです。

次に、預金利息などの営業外収益を加え、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が3,590万5,000円となります。そして特別利益を加え、特別損失——これはうきは市への寄附なども含んでおりますが——3,243万5,000円を差し引きますと、当期の利益1,785万6,000円となるところでございます。前年比143%となっております。

その下の欄は、利用者の延べ人数を記載させていただいております。

4ページをお願いいたします。株式の状況でございます。1株が5万円でございます。前年と変更はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。役員会などの開催状況でございます。記載のとおりとなっております。説明は省略させていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。従業員の調書でございます。こちらもごらんのとおりとなっております。説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。こちらは平成27年度の事業の実施状況を記載させていただいております。こちらにつきましても説明は省略させていただきます。ごらんいただければと思います。

続きまして、決算報告に入ります。

9ページをお願いいたします。貸借対照表となっております。平成28年3月31日現在の財務状況をあらわすものでございます。

まず左側、資産の部でございます。流動資産といたしまして、全体で2億5,946万8,147円でございます。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金などでございます。

次に、表の中ほど、固定資産です。金額は1,401万5,459円です。これにつきましては、建物、構築物などがございますが、前期と比べますと、機械装置、車両運搬具が増加しております。機械装置でございますが、これはEV充電器整備に係る会社負担分の額となっております。また、車両運搬具の増加の要因でございますが、こちらは軽ワゴンの電気自動車の購入を行っているところでございます。一番下の欄になりますが、資産の合計は2億7,696万6,940円となっております。

続きまして、右の欄、負債の部でございます。流動負債といたしまして、全体で4,064万4,069円となっております。内訳は買掛金、未払い金、そのほかでございます。次に固定負

債でございますが、全体で625万300円です。負債の部の合計は4,689万4,369円となっております。

続きまして、純資産の部です。表の中ほどは、後ほど説明しますので省略させていただきますが、純資産の部の一番下の欄、繰越利益剰余金でございます。1,707万2,571円です。前年度が1,316万4,388円ですので、390万8,183円の増加となっております。その下の欄、負債・純資産合計と右の資産の部の合計は同じ金額となっております。

続きまして、10ページをお開きください。損益計算書でございます。これは1年間の収益と費用の状態をあらわす財務諸表でございます。ここに記載しております数字は、3ページで御説明申し上げました業務報告書の数字の具体的な説明に当たるものでございます。右の欄に純売上高9億2,761万5,335円を、その純売上高から下の段の売上原価の7億4,335万5,253円を引いたものが、その下の欄の売上総利益の1億8,426万82円となっております。

次に、販売費及び一般管理費でございます。1億4,881万999円でございます。内容につきましては、12ページに記載させていただいてるところです。

最終的に、11ページになりますが、一番最後の欄でございます。当期純利益は1,190万8,183円となっております。前年度が847万6,838円でしたので、比較しますと343万1,345円の増加となっております。

なお、この当期純利益額は、後ほど説明させていただきます14ページに株主資本等変動計算書というものがございます。ちょっと14ページをお開きいただきたいと思います。表の上から4段目の中央ぐらいに書かれております繰越利益剰余金の当期変動額の中の当期純利益（損失）と記載されております、ここの数字に当たるものでございます。

ページに戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。こちらが、先ほど総額を御説明いたしました販売費及び一般管理費の詳細の一覧となっております。説明のほうは省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書でございます。先ほどの9ページの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されているものでありまして、これは会社法に基づき作成される財務諸表となっております。

まず、当期末残高ということで、表の一番下の欄でございますが、左側、資本金が1億円となっております。これは、前年と同額となっております。その隣、利益準備金といたしまして2,500万円、これは商法の規定によりまして、資本金の4分の1を会社が積み立てていかなければならないということになっているものでございます。昨年と同額でございます。

表の真ん中、中ほどに1,190万8,183円という記載がございます。これが10ページの損益計算書で説明しました当期純利益金額となっております。この当期変動額のその他としまして、その下の欄の左側になりますが、500万円の別途積立金として積み立てを行っております。さらに300万円を株主配当金として出しており、合計800万円の減額をしているところがございます。ちょっとわかりづらいところもございますが、整理いたしますと、当期純利益額から積立金500万円と配当金300万円の合計800万円を差し引いて残った額390万8,183円を当期首残高の1,316万4,388円に加えた額が当期末残高1,707万2,571円となるものでございます。これが繰越利益剰余金となりまして――申しわけございませんが、9ページをお願いいたします。貸借対照表の右側、下から3段目の繰越利益剰余金の金額となるものでございます。わかりづらいところもあるかと思いますが、このような計算となっております。

説明を続けさせていただきます。15ページをお願いいたします。個別注記表ということで、会社の会計方法について記載をしているものです。下のほうになりますが、去年の定時株主総会において1株当たりの配当金が3%、1,500円と決定したことが記載されております。

次に、16ページをお開きください。平成28年6月15日に行われました監査の結果及び取締役名などが記載されております。

続きまして、18ページをお願いいたします。第1号議案といたしまして、配当金を前年度から1%下げて2%、1,000円とすることとし、また、別途積立金を前期同様の500万円とすることが議案として提案され、決定されております。

ここまでが平成27年度の経営状況の報告となります。

なお、19ページ以降につきましては、平成28年度の事業計画となっております。説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まずは、総売り上げが前年比110%、それから企業として重要な評価ポイントであります経常利益、これが129%、順調に推移していることに高く評価したいというふうに思います。

それではお尋ねしますが、多分EV車あたりの関連があると思うんですけども、3ページの特別利益1,438万6,000円の内容ですね。それから、特別損益3,243万5,000円の中には恐らくギフトコーナーとか、そういうものの寄附金なんかも入ってるんだろうというふう

に思いますけれども、そこら辺の詳細の説明をお願いしたい。

それからもう一つであります、出荷手数料の決定、これは、どこでどのようなシステムで決められるようになっておるのか。近隣の道の駅ではどうだろうか、メリット・デメリットがあると思いますので、改善の余地はないのか、そこら辺もお聞きしたいなというふうに思います。

それから、手数料につきましては、私の知ってる範囲内では変わらないと、同じだという——一部違うところもありますけれども——認識しておるんですけれども、実態を念のためにお尋ねしたい。まずは、その1回目。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。50分より再開いたします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

うきはブランド推進課長、答弁。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 特別利益と特別損失でございます。

まず、特別利益1,438万6,000円でございますが、こちらにつきましては電気自動車の充電器の補助金と、電気自動車を購入しております。それについても補助金が出ておりますので、その分を主なものとして特別利益として計上させていただいております。

あと、特別損失でございますが、一つは昨年度、うきはの里株式会社でギフトコーナーを新築しております。その分の建設費相当分になりますけど、1,641万円程度を建物で寄附をいただいております。その分の計上が上がっております。

それとあと、会計上の処理になるようですが、補助金を固定資産圧縮損ということで国からの補助金を同額上げさせていただいております、その合計で特別損失3,243万5,000円となっているところでございます。

それと2点目でございます。出荷手数料の件でございますけど、これは平成26年4月1日から消費税が5%から8%に上がるのを機会として、14から16%に手数料を上げさせていただいております。こちらにつきましては、消費税が上がるということで、近隣の直売所等も集まりましていろいろ協議を行いました。そういう中で横並びという形に結果的にはなったんですけど、16%ということで上げさせていただいております。

この手続的なものにつきましては、会社の取締役会等で協議をしていただいて、それを、この手数料につきましては道の駅のほうの手数料条例のほうになりますので、議会のほうの承認を受けて16%に上げさせていただいたような経過でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 改善の余地はないのかということも聞いてましたが、後でお願いします。

それから、手数料に関しましていろんな説があると思うんですが、私は企業収益でござる変えるのは余りよろしくない。やっぱり、1回下げたのはなかなか上げれないというようなこともありますんで、出荷者を大切にしなければならぬというのは十分わかりますけれども、私も出荷者の一人ですから多にこしたことはございませんけれども、近隣の直売店と基本的に歩調を合わせると、そして同じ土俵で同じルールで堂々と戦って企業努力をされて、そして少しでも収益を上げるという努力、そういう形が私は好ましいじゃないだろうか。そして、そこでもうかった利益を上げたものは、やっぱり従業員も頑張ったし出荷者も頑張っているんだから、従業員への還元、出荷者への還元、そして企業も大事な内部留保、これも大切でありますので、そういう点に配慮していったらいいじゃないかというふうに思っております。

それから、じゃらんで人気度ランキング第1位と、これは非常に私は祝福したいというふうに思いますし、この1位になれた要因と申しますか、何だろうかと。いいところ、それから逆にちょっと物足りない、今後、改善、変えていかなきゃいけないところがあるんじゃないだろうか。そういうところが、この両方知っておかないと、強みだけじゃあ勝負に勝てませんので、弱み、自分の弱点も知っておかなきゃいけないというふうに思いますので、これ市長の考えもお聞きしたいなというふうに思いますが、お尋ねしたい。

それから、28年度で計画している主な施策ですか、それを伺いたい。以上、2回目。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 改善の余地について答弁が漏れておりました。

手数料16%に上げた段階で、利益のほうも相当出ているような状況でございます。ただ、平成27年に指定管理の協定の更新がございまして、その折にそれぞれ修理を幾らまでだったら道の駅のほうでやってくださいよ、幾らでしたら市のほうでやりますというような取り決めを行っております。

以前は、1件当たり5万円っていうのが、ちょうど5万円以下だったら道の駅でやってください、5万円を超える部分だったら市のほうでやりますというような取り決めがあるんですけど、それを5万円から10万円に上げております。

さらに、市のほうも修繕料として毎年100万円しか予算措置しておりませんので、なかなか大きな修理が幾つも出たときには、市のほうも予算不足でやれないような状況もございまして、50万円以内でしたら道の駅と市のほうで協議をして、道の駅にやってもらうことができるような、そういうような指定管理に変えております。

そういう部分で、平成12年に道の駅ができて、17年目に入っております。相当いろんな施設のほうも傷みが出てきておまして、今後、いろんな修理等も出てくるかと想定もされますし、あと今、総合商社のほうをうきはの里株式会社内に立ち上げるところで準備をしております。そういう部分につきましても、今後、相当経費的なものも必要になってくるかと思っておりますので、まずは、やっぱり経営の体質強化とかそういう部分が必要になってくるかと思っておりますので、確かに利益は出ているところでございますが、そういうところに力を入れていきたいなというふうに考えておるところでございます。

それともう一つが、消費税のほうが来年の4月から8から10%に上がるような状況もございましたけど、2年半ぐらい延びるような状況でございます。そういう部分も見まして、その時点で上げないでいいようなところもございますので、そういうのを経営状況を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。（「市長、後半、一般質問で」「じゃらんですか」「いや、これからの」「じゃあ、28年度の施策」と呼ぶ者あり）

28年度の事業計画でございます。

資料の21ページと22ページに上げさせていただいております。重点の取り組みということで新規営業推進部の充実ということで、これは地域総合商社の分の取り組みでございまして、あとはクレジットカードを導入したいというふうに考えております。こちらにつきましては、外国人の方も多くおいでになるようになりましたので、外国人の方を含めまして、なかなかクレジットカードが使えないということで売り上げも影響している部分もあるかというふうに考えておりますので、クレジットカードについての導入も、今年度、検討していくことになっております。

あと、ハード的なものになりますけど、今年度、加速化交付金のほうで加工場等もつくるようにしております。その加工場に入れます、いろんな什器関係も今年度について予定をしているところでございます。

あと、じゃらん6月号、5月に発売されましたけど、山口・九州の道の駅で1位になっております。どうして1位になったかということもございますけど、やはり重点道の駅になりまして、いろんな外に向けてのPRもできておりますし、会社としてもいろいろサービス向上に努めております。そういう部分が、お客様の満足度が高くなったのではなかろうかというふうに思っております。

あと、デメリット等もいろいろあるかと思えます。特に、フルーツのときにはすごくお客様来ていただいて売り上げも上がってるんですけど、冬場とかすごく売り上げも落ちるような状況でございます。それと、なかなか野菜のほうも出荷が足りてないような状況もございますので、そういう部分も、ちゃんと出荷の指導とかも行いながら、野菜等が一年中とれるような体制づくり

も必要じゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） もう最後ですけれども、答弁不要ですけれども、平成28年度これの売上高10億円目標にしてると。非常に高いハードルを目指しておりますんですが、震災の影響などでスタート時点でかなり売り上げも減ってるんじゃないやろうかというふうに思います。大変厳しい状況でありますけれども、この逆境に負けず、行政と、それからうきはの里株式会社とそれから下部団体、それから出荷者、そこら辺のが一丸となりまして、この目標を達成されますよう期待をいたしております。

答弁は不要でございます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにございませんか。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 12ページの役員等の報酬、管理部給与ということでございますが、この社長並びに駅長、課長がおるなら、その給料の明細をちょっと、よかったら教えてもらえませんか。

これ、後の問題と関係がありますので、とりあえずそれだけ。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 役員報酬の明細ということでございますが、役員報酬につきましては、取締役会のほうで総会等で承認を受けて決めているような状況でございますが、個人的な数字につきましては、ちょっと差し控えたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 個人的なことで差し控えたいということでございますが、先ほど手数料の問題ですね。やっぱり出荷者の人たちからなぜこんなに高いのかというのが、よく耳にするわけですよ。今、答えが消費税のあれが上がったからということでございますが、そういうことをよく考えて、そういう給料面は考えてもらいたいと思うわけですよ。

それと、私、規約を持ちませんが、社長かな、社長の任期ですかね、1期何年なのか、まずそれを聞きたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 取締役の任期は4年になっております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 役員は1期は4年ということでございますが、私は、ただし書きで、社長のみを上限を決めたらいかかと思うわけですよ。あんまり社長が長く続くと、いろいろな問題が出てきやせんじやろうかなと思うわけですよ。

ここはちょっと考えてもらいたいと思うわけですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 社長の選任等につきましては、取締役会のほうで決定しているような状況もございます。

ここ数年、売り上げのほうも順調に伸びているような状況でございます、平成27年度の決算でございますけど、純売上高と売上総利益につきましては過去最高の数字が出ております。よく頑張っていたらいいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか、ほかにありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、売り上げとか話があっておりましたが、私も耳納の里を立ち上げるときにいろいろ検討した経過がありますので、売り上げについては非常に伸びておるので、すから非常にいいことだと思いますし、問題は普通、売り上げ、売り上げというふうに言いますが、大事なことは、私は客数がどのぐらい伸びておるかということ、みんな見ていただくにやいかんというふうに思います。

常に私どもは、経営の中では客数がどげんなつとるか、そこら辺が非常に大事なことだというふうに思います。

それから、ちょっと費用の削減とか、いろいろここら辺の数字についてはまあまあいいと思いますが、従業員数が6ページにあります、売り上げの割には従業員数は伸びてないということです、ですから、その分、手が回っておるかということも考えられます。ですから、お客さんサービスについては従業員がやるんですから、従業員の確保についてはぴしゃっとしていかんとですね。そこにいけばえらい大事なことだと思いますので、現場がそれでお客様に迷惑をかけてないということであれば、私はそれでいいと思いますけれども、そういうふうに思います。

それから、手数料の問題がいろいろ出ておりますが、これは私の経験上言いますと、今、16%ということでございますけれども、この16%が正しいかどうかというのはなかなか難しいところですが、やはり普通、流通業というのは25なり35ぐらいいかんとなかなか経営ができない、ただその直売所については、返品は出荷者の責任ですから、そのところはこういったことでやれるんだというふうに思います。

基本的には、16%とかそういった手数料については、これはあくまでも取締役会で決めてあるんですから、近隣の関係も考えて、正直言います、耳納の里も16%になっております。それにプラス冷蔵庫を使うとか、それについては2%プラスというようなことで、大体同じようなことでないかなというふうに思います。それから、川の向こうについては大体17%ということで、私は理事会のほうで聞いておりますが、決して高くないというふうに私は思います。

問題は、利益が出たときの還元だというふうに思います。それで、去年も申し上げたと思いま

すけれども、JAの場合には3分方式ということで考えておりました。いわゆる出資者に対する還元、組合員に対する還元、それから積立金など農協に対する積み立て、その3つで決めていくわけですね。ですから、直売所の場合には、一つ生産者に返すということも考えられるというふうに思います。

そういったことから考えますと、私は、去年も言ったと思いますけれども、経営をしっかりとやっていくのはやっぱり内部積み立てだと思います。ですから、利益が出たときには内部積み立てをしまして、いろいろな保守管理とかそういうものがありますから、できるだけそういったものからするというようなことで、経営の安定ということを重点的にやっていかにやいかなというふうに思います。余り、市のほうに迷惑をかけないように、それは基本だというふうに思います。

それから先ほど、ちらっと出ておりました、クレジットカードの導入という話が出ておりましたが、クレジットカード導入については、いいことであるというふうに思いますけれども、ただ、考えておかなければならないのは、カード会社にも手数料を払わなきゃいけないわけですね。そこら辺を考えて取り組みについて、ですから、現金が一番いいわけですがけれども、進物コーナーあたりが、恐らく、かなりの万単位で進物のときにはなるから、そこら辺のところがあるとやないかなというふうに思われるわけです。ですから、そこら辺のところを恐らく十分検討されるというふうに思いますので、クレジットカードの導入については、慎重にやっぴいかなきゃならんというふうに思います。

そういったことで、いろいろ申し上げましたけれども、内部積み立てなりの今後の考え方なり、それから従業員の構成なり、それからクレジットカードについての導入について、そこら辺のところについて課長の考え方なりをお願いしたいと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（**田籠 正規君**） 数点、いろいろいただきまして、ありがとうございます。

客数については重要なところと考えておりますので、そういうのも重要な数値として、今後、数値は見ていきたいと思っております。

あと、売り上げは上がっていますが、従業員はそんなにふえてないということで、大変あそこの従業員の人も頑張っているんだらうと思っております。

手数料につきましては、先ほど言いましたように、いろんな状況が変わらない限りは16%でお願いしたいというふうに考えております。

あと、利益の還元でございます。こちらにつきましても、出荷者と従業員、それと内部積み立てとかいろいろな方法があるかと思っております。従業員のほうにつきましては、利益が出るときには

それなりの手当なりを出す必要もあるかと思しますので、その辺は会社のほうに伝えさせていただきたいと思ひます。

それと、クレジットカードの件でございます。クレジットカードにつきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけど、使えない場合がその分買い物、消費喚起につながっていない部分もございまして、あと、外国人の方はほぼ、もうクレジットカードが使えないと買い物してもらえません。そういう部分もございまして、さらなる売り上げを伸ばすということで、クレジットカードの導入をしていくということで捉えていきたいというふうに考えております。確かに、手数料がかかりますので、利益が少し減る部分もございまして、さらなる売り上げを伸ばしていくということで進めさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 利益が出た場合には、従業員還元ということは非常に大事ですから、ただ、利益が出たときだけでないと、利益が出らんと余り無理して出しよりますと、去年はこれだけ出たと、職員組合そういうふうに言う。ですから、そこら辺は十分に気をつけていただきたいなど。出せるときには出す、出せないときには出せない、はっきりそこにいっちゃっていかんと、「去年は私ももらったけ、ことしももらわんと」というような従業員の考えに、職員組合じゃあないですけど、そういうふうになっていくんじゃないかなというふうに思ひます。

それから、還元なりについては、生産者の還元も2年ぐらい前か何かやったようなことを聞いておりますが、そういったことも大事だというふうに思ひます。ただ、これもある程度出していくと、また、去年もじゃった、ことしもじゃったということになりますから、その16%のところ動くわけですね。そこら辺は注意をしていただきたいなどというふうに思ひます。

ある程度は取締役会で決めていただくということで、内容についてはそれを重視するというようなことで、課長なり、そこら辺は考えていただきたいなど。そうしないと、向こうの取締役会は何のためにあるかわからんというふうになりますので、そういうことでお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今、御意見としてということによろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、いただいた分をまた会社のほうにも伝えてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 1点、お願いをいたします。

道の駅に耳納学園等の焼き物とか、多分だろうと思ひますが、福祉関係からの出展につきま

してはリポートを取られてるのか、もし取られていれば何%か無料なのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 今、上野議員が言われたような、そういう品物が出てないということ。（「全然、出てない」と呼ぶ者あり）はい、焼き物でしたら一の瀬焼しか出てないということでございます。（「そうですか、今までないということですね、福祉関係は。」と呼ぶ者あり）はい、今までございません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3点ほど、いつも思っていることをお伺いをして、ぜひ経営に反映いただきたいと思います。

1点は、時折行くんですけども、やはりレジの込み合い、相当並んでる時期がありますんで、これも待ってる方は非常に心理的にもいらいらしてあるという光景をよく見かけますんで、そういう時間帯については、レジのコーナーを何とかするように経営的にも努めるべきだというのが1点です。

それからこの間、フルーツ王国の開国式というんですか、行きました、それで話もあったんですが、裏に回っての一番、道の駅が売り物の景観のある、あそこはラウンジというのか何ちゅうんですか、展望台というのか、あそこを夏であろうが冬であろうが季節に応じた活用というのを考えないと、一番いいところが死んでしまっている。みんな見に行くけど何もない、夏ならアイスクリームを売ったりとかいろんな夏の風物をあそこでやるような展開をする必要がある、そういう意見が出てきてないのかなと思うんですよ。冬は冬で、そういうのをぜひ考えていただくように会社側にお願いしたいと思っております。

3点目が、その耳納の里との業績対比をしながら、進展的に発展的に考えておられると思うんですけど、いい競争相手だと思いますんで、その辺をどのように、具体的には耳納の里と色々な情報交換なりやっておられるのかどうか。

最後に、一つは地方創生の事業としての総合商社、この事業展開のイメージをいま一度ここでお示しいただきたいと思えます。

以上、4点です。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、1点目のレジの関係でございます。特に午前中とかすごくお客様が来られて、レジが込み合うようなことが多く発生しているかと思えます。こちらにつきましては、お客様へのサービス向上っていうのをぜひ必要かと思えますので、会社のほうに伝えていきたいと思えます。

次に、フルーツ王国のときに議員さん行かれて、なかなか展望デッキが活用できてない状況だったということで、こちらにつきましては、春と秋につきましては、こいのぼりを立てたり、秋はかかしコンクールですか、をやったりをしております。ただ、夏とか冬につきましてはが余り活用ができてなくて、デッキ自体の部分でもそういういろんな商売というんですか、そういう販売とかも可能であるかというふうに思いますので、こちらにつきましても、展望デッキ等の活用についても会社のほうで検討していただくように話をしていきたいと思います。

あと、4点目でございます。総合商社の件でございます。

今、いろんな関係する団体も参画していただきまして、計画を練っているところでございます。立ち上がりましたら、一つは商品開発とかいろんな、うきはの品物を外に売っていくようなそういう仕掛けをつくっていききたいというふうに考えております。

あと、DMOという部分もございますので、あわせて観光とかの受付とかそういう部分も視野に入れて、今、進めておりますので、もうしばらくしましたら計画も年明けぐらいにはできてるかと思っておりますので、そういうところで、また改めて御報告をさせていただけたらと思います。

以上です。（「耳納の里も」と呼ぶ者あり）

済みません、あと耳納の里でございます。こちらにつきましては、周辺の直売所等で月1回は集まりまして情報交換等もやっておるようでございます。特に、耳納の里、うきは市の直売所でございますので、お互い切磋琢磨しながら売り上げを伸ばしていけるような情報交換等もあわせてやっていくところで、会社と一緒に行政も入りながらやっていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） よろしく願いしておきます。

ちょっとこだわるのは、その展望デッキの活用ですね。春はこいのぼり云々というけど、そういうことじゃなくて、やはりあそこはもう最高の場所なんですよ。あそこでコーヒー飲んだり、対したものを望んでいる方多いと思うんですよ。そこで、また金を落とすという工夫をしないと、結局そこにこいのぼり飾ったところでこいのぼりはもうあっちこっちある。すばらしいところに立ってますから、そのほうがもうけになるし、あそこでやはり金を落としていただくようなものを価値を上げていかないと、くれぐれもお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 御意見を会社のほうに伝えていきたいと思っております。

言われるように、確かにすばらしい展望等ありますので、ああいうところで、ちょっとドライブの休憩しながらお茶とか飲んでいただいたり、うきはは、スイーツ&コレクションということでスイーツもございますので、そういうスイーツも提供できるようなそういう仕掛けも大事なかと

いうふうに考えておりますので、また会社のほうと検討させていただきます。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにございませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

道の駅というのは、これは普通の商店と違うわけなんですよ。いわゆる生産者・出荷者、それから、その道の駅のお客さん・利用者・消費者、それから道の駅の役員、この3者が一体とならなきゃ、いわゆる成功はしないということなんですよ。

だから、今の状況を見ますと、確かに皆さん方は生産者には目を配ってありますけれども、いわゆる出荷者についてはどうも皆さん方の配慮が足りないような気がするわけなんですよ。だから、利益が出たらパーセントの還元をやったということではありますが、これは倫理的なものである、これは継続はできないわけなんですよ。利益が上がらなきゃそういう還元はできないということになりますから。

したがって、私は以前も申し上げたんですが、この株式でありますけれども、この株を何も市がこんなにたくさん持っとかんでいいわけですよ。したがって、出荷者にもこういう株を公募で分けてやるということです。プレミアムをつけていいから、実際、出荷者がそういう株を買いますと自分の会社ということになりますから、今以上に会社に対する愛着ができてくると思います。

でないと、今のままで行きますと、だんだんお年寄りになりますと、もう出荷はやめてしまうというようなことが起こってくると、当然、道の駅の機能が成り立たないということになりますよ。当然、生産者の方が出荷してくれるから道の駅は成り立つわけですから。したがって、まず株式をうきは市がいっぱい持ってありますけども、これ実はスタートの時点ではこんななかったんです。ここに出てありますように1,544株ということではありますが、最初は544株でスタートしたんです。合併前に1,000株だけをふやしたわけですよ。いわゆる市役所が、つまり剰余金を出しておってもどうせ合併するんだったら、いわゆる既存の支援に対するそちらのほうを大事にしようということで、こちらに1,000株をふやして道の駅の株券を発行したわけです、合併前にですね。

したがって、このように1,544株もありますけども、これはやっぱし500株ぐらいは、いわゆる生産者の方に、希望があれば、強制的に押しつけるわけではありません、希望があれば、これにプレミアムをつけて1株5万円だったんですけれども、言いかえれば5万2,000円になるか5万3,000円になるかわかりませんが、プレミアムつけるとですよ。それでも買っただいて、そして出荷者が本当に株式会社の株主にならんことには、このまま継続は非常に困難になってくると思われまますので、これをぜひやっていただきたいと思うわけなんですよ。これ、以前も提案申し上げたが、まだそのままなっておりますから。

それから、ここに利益が出てあります。好ましいことであるわけ、しかし、これ耳納の里には劣ってるわけですね。うきはの道の駅は、平成12年にオープンしたんですけども、それまで方々の道の駅、私ども研修に行きました。一番いい方法でやろうということでやったわけですが、その後、道の駅のほかに耳納の里がオープンしたり、あるいは朝倉に行きますと、みなみの里というのが道の駅じゃないけどオープンしておる。したがって、遠いところは別でありますけども、朝倉の三連水車も道の駅じゃないわけですよ。ところが、かなりにぎわってるという状況でありますから。

特に耳納の里のほう売り上げが伸びているということなんですよ。

何で伸びているかという、この出荷者の数が違うわけなんですよ、うきはの道の駅とですよ。したがって、品物が豊富にあるということが消費者の方から好評を得ているわけなんですよ。したがって伸びてありますけれども、まだまだ耳納の里には追いついてない。最初は道の駅のほうが多かったんですけど、たしか3年ぐらい前に逆転してるわけなんですよ。耳納の里のほう売り上げが伸びているという状況でありますから、したがって売り上げが伸びているからといって、そういうことじゃなくて、もう少し利益もですけども、いわゆる出荷者を大事にするような施策をとらなきゃならんと思いますから、これを提案しているわけであります。

それから、3ページに、いわゆる売上総利益じゃないです、営業利益というのが出てありますが、この営業利益は、つまり総売り上げから一般管理費、販売費及び一般管理費を引いた残りが営業利益になってありますけども、いわゆる伸びが非常に売上利益と同じように伸びていってるわけなんですよ。売上利益と一般管理費が伸びるということは、これは本当はあり得ないんですよ。というのが、従業員がふえたとかそういうことやったら別ですけど、従業員はふえてないんですから、いわゆる一般管理に、売上金額に比例して同じように経費が伸びるといことは何か原因があるということになりますから。だから、前の年でいきますと、つまり前年度の販売費及び一般管理費というのは936万8,000円しか伸びてないわけですよ。ところが、今度の場合は1,349万9,000円経費がかかっているということですから、この経費については内容を十分吟味していただかなきゃならんということになりますからね。いわゆるただ営業利益が出てただじゃなくて、そういう経営の基本に係ることについては、今後も意を用いていただきたいと思います。回答がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 3点いただきました。まず、出荷者への株式を分けるということなんですけど、非常にいろいろ課題もあるかとは思いますが。なかなかすぐには答えが出ないかと思しますので、検討させていただけたらと思います。

あと、耳納の里との差でございます。一つは耳納の里のほう売り場面積が相当広い分がござ

いまして、その辺も少しは影響しているのではなからうかと思えます。

道の駅のほうにつきましては、地産地消ということで、うきは産の物を売るということで、なかなか外からというのは——道の駅の一つの大きなテーマとして地産地消を上げておりますので、そういう部分で商品が手薄になる時期がございまして、売り上げのほうもちょっと伸びないような状況になってるかと思えます。そういうところも踏まえまして今後、生産者のほうにいろんな技術指導等も行いながら、出荷が多く出るような取り組みをしていきたいと思えます。

営業利益につきましては、営業利益と販売費、一般管理費と一緒に伸びているということでございますけど、また、一般管理費につきましては精査をさせていただきまして、削減できるものは削減していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） まず、7ページの18期の事業実績ということで書かれておりますが、その中に教育研修の充実の中の半括弧3番です。食の検定合格者3名、それと農薬指導士1名合格ということで掲載されておりますが、具体的に農薬指導士は大体わかるんですけど、この食の検定っていうのはどういうことをやるのか。それと18期では3名、農薬のほうは1名ですけど、計どれぐらいの方がおられるのかをお伺いをしたいと思えます。

それとあと、今期19期に向けて、そこに事業方針とかが書かれておりますが、19期は一応10億円を目指すということで書かれておりますが、やっぱり商品をいかに加工するかというのが重要なポイントだろうと思うんですが、その重点取り組みの中で、今、出荷組合というのがありますが、恐らく組合員、構成員を見ると、かなり高齢化が進んでいるんじゃないかと思うんですね。高齢化が進む中で、いかに商品を確保していくか、そのあたりの重点的な取り組みがちょっと見えてこないんで、何かそのあたりありましたらお伺いをしたいと思えます。

まず、以上です。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） まず、食の検定ということでございます、こちらにつきましては、日本における食に関する正しい知識の普及、食料生産・供給現場の資質の向上ということを目的にして資格を取られているようなものでございます。主には、日本の伝統的な食料とかそういうものの理解を深めるというような検定でございます。1級から3級までございまして、今回は3級の検定を3名受けております。昨年度が最初の取り組みでございましたので、道の駅につきましては3名になっております。

あと、農薬指導士でございます。こちらにつきましても、昨年度初めて1名合格をしております。いろいろ、正式には毒物劇物取扱責任者とかいうような、正式な資格があるんですけど、

いろいろ、今、JAさんとかにはいらっしゃるかと思いますが、いろんところで農薬というのは注目をされております。そういう部分がございます、少しでも農薬関係の知識を知ろうということで、農薬管理指導士ということで何か資格があるようがございます。そういうことで、いろん野菜づくりとかにも農薬の指導とかも必要になってきますので、専門的な知識を得ることで、道の駅のほうで取り組みを行っているところがございます。（「出荷者の高齢化の対応」と呼ぶ者あり）

あと、出荷者の高齢化についてでございます。確かに、道の駅がオープンしまして16年たっております。そのとき70歳だった人はもう86歳とかいうふうになっておりまして、なかなか次の担い手というのがうまくつくれてないような状況もございます。これは本当は以前から、生産者が高齢化というのが、あと、新しい生産者、出荷者のつていうのをすごく課題になっておりまして、ただ、なかなか具体的に取り組みができていないような状況かと思えます。

これはもっと以前からずっと取り組みをやっているところがございますが、今後も道の駅と一緒に、物が少ないような状況でございますので、そういう事態が起こらないように取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 今、説明いただいた食の検定、3級で3名ですか、おられるということなんですけど、ちょっとその検定を受けたその3名の方が道の駅でどういう、例えば、野菜を使ったメニューを紹介していく、そういうことをするのか、ちょっとそのあたりが見えてこないんで確認をしたいと思えます。

それとあと、市長の冒頭の挨拶の中にもあったんですけど、今、道の駅うきはのほうにシャトルバス、社会実験がなされております。8月1日から10月ですかね。ですけど、もう1カ月経過しておりますので、その状況をどうなるかわかっていたらお願いしたいと思えます。

それと、あと1点、円形劇場がありますが、あの円形劇場がまだ今後具体的にどういうふうにご利用していくのか見えてこないんですが、実は、生涯学習課がプロポーザル、活用に向けて実施するということなんですけど、道の駅としてはどういうふう考えられているのか、あれをどういうふうにご利用して集客に結びつけようとするのか、何かそのあたり、わかっていたらお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 食の検定の件でございます。まずは、食というより野菜を、知識を豊富にするということが一つの目的でございます。いろんお客様から聞かれた

ときに、ちゃんと答えができるようなところでやっておりますし、そしていろいろな料理の方法についても、いろいろ受け答えができるようなところで、その資格者においてはやっていただいているところでございます。

それとあと、道の駅で今、8月1日から高齢者生活支援のためのシャトルバスの社会実験をやっております。これにつきましては、重点道の駅の一つの大きな取り組み、テーマとしてやっているところでございますが、テーマとしましては、電気自動車を使って、山間部のお年寄りとか女性とかが、交通手段がない人たちがそういうEVタクシーを使って道の駅に来て買い物をしたり、出荷をしている状況を見に来るとかというのが、目的でございますけど、なかなかEV自動車自体が大きいのがございまして、それとあとどういうニーズが、需要があるかということも把握ができておりませんので、国のほうから、デマンドタクシーにつきましてはうきは市民センターまで来ておりますので、それから先の交通手段ということで、実証実験をやりませんかということで、国のほうからいただいております、8月1日から10月31日までやるようにしております。1日9往復やっているところでございますけど、また、一月分の結果につきましては、まだ、ちょっと把握ができていないような状況でございます。

円形劇場の件でございます。円形劇場につきましても、重点道の駅の取り組むテーマの一つでございます、今年度プロポーザルで、含めた計画を策定するようにしております。あと、それに道の駅はどういうふうな活用をしていくかということでございますけど、まだ道の駅のほうでは、復興につきましてはまだ検討というんですか、やっております、計画に合わせてプロジェクト会議も毎月やっておりますので、そういうところで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 最後ですが、今、円形劇場の活用について、プロポーザルをやるのが生涯学習課、そして実際集客を目的とするのは、うきはブランド推進課ということで、市長がよく言われるように横串をしっかり入れて連携をとって、情報を共有しながら、進めていただきたいと思っております。

以上です。回答はいいです。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3回目です。ちょっと思ったんですけど、道の駅の中の販売に姉妹都市の北海道の枝幸の産物、海産物、ございますね。この売れ行きがどうなのかなあという気がします。それと長崎からか週に1回魚の販売が来ておったのはもう終わっているのかどうか、それも魅力の一つだという話も聞きます。

逆にうきはの産物、フルーツ等がその枝幸のほうにお互い交換条件で行っているのかどうかをちょっと確認させていただきたい。去年行ったときも、もうあつという間に売れたかなあ、どうかなあ、課長はあそこ一緒にいましたけど。だからお互いがそうしているのかどうか、もうちょっと売れ行きが気になっているところなんですよ。せつかく、うきはに海産物、ないからですね。その辺、答えがなければ少し調べておってください。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 枝幸との物の交流でございます。昨年度につきましては、約650万円の分が道の駅のほうで枝幸の品物が売れているような状況でございます。ただ、今すごくそういう海産物が足りてないということで、なかなか仕入れができていないような状況となっているようでございます。

長崎の五島のほうも、トラックで海産物を週一で送ってきたかと思えますけど、現在はそれはもうやっております。反対にうきはのほうから枝幸のほうに交流でどれだけフルーツ等が行っているかということでございますけれど、余り、うきはのほうからはフルーツが行っていないような状況で、枝幸のかにまつり等かに送るぐらいとなっている状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） これも何年か前も質問したと思いますが、配当金ですね。配当金をたしか大分ためておったと思います、うきは市が。それで、その質問したときに、どういう使い方をするのか聞いたら、何か改修とか修理とかそういうのに使うというようなことだったと思います、答弁が。それで、その配当金の流れ、今までの、それと今現在をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはの里からの配当金等でございます。まず、今まで配当金につきましては、平成27年度末で2,333万6,000円の配当金をいただいております。別に寄附等も長年にわたってもらっております、それにつきましては、約2億5,300万円を切る程度の金額になっております。（「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり）寄附金の合計が2億5,300万弱でございます。配当金につきましては、2,333万6,000円になっております。（「使ってきた経費は」と呼ぶ者あり）使ってきた部分でございますけど、歴代いろんな大規模改修等を道の駅で行っております、その分で取り崩した額が約1億2,200万程度でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 配当、寄附金ですね、寄附金といったら、これは余剰金というの
も全部入るのかなあ、そのほかに。寄附、道の駅がもうかっているから寄附していると思うばっ
てん、そこんところですよ。今何人も議員からも意見が出てておりました生産者への手数料、
これも何回も質問したと思いますが、ずっと上げるばかりですね、これは。それでよそれに合わ
せていると、近隣に合せているという答弁だったと思いますが、何で道の駅をそこに合わせな
いかんとですか、うきはは。うきはだけ安くしたってよかち思います、私は。現状維持でいいと
いう議員もおりますが。

それを1点ですね。それと専業農家と兼業というんですか、趣味の園芸で多分出荷している人
もおると思います。その辺の割合というか、その辺を教えてくださいたいと思います。ちなみに、
これは普通のその辺の市場、手数料は8%ですよ。果樹で10%、手数料としては。道の駅は、
販売のほうに少し人件費がかかりよるということで、16取りよるとやろうと思いますけど、私
は高いと思います。生産者に還元をしていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 手数料の件でございます。必ずしも近隣の直売所と
横並びという必要はないかと思っております。先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれ
ども、平成26年の4月に消費税が5%から8%に上がりまして、そういうのが一つの手数料の
見直しの大きなきっかけになったような状況でございます。

手数料を上げさせていただいて、幾分かの利益も出ているところでございますが、今後、先ほ
どもちょっと話をさせていただきましたけれども、施設のほうも古くなって、そういう部分の小
規模の施設の改修については経費がかかるようになりますし、総合商社の取り組みも今後やっ
ていくようなところになっておりますので、そういう部分についても経費が今後かかってくるか
というふうに考えておりますので、現段階では、そういう内部留保をしっかり持ちまして、経営を
しっかり体力をつけていきたいというふうに考えております。

あと、専業農家と兼業農家の割合でございますけど、こちらにつきましては、ちょっと内部的
にデータを持ちません。ありません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 兼業農家、趣味の園芸、これはもう生活かかってません、趣味で
やりよるとやけん。ところが、専業農家は、今手数料の上乗せ、8%になったということで
14から16に変えたと、今、物すごい生産コストがかかりよるとですね。肥料、農薬全部8%
ですよ。そやけん、値上がり、コストがかかることになって、道の駅がその上で手数料値上げ
ということが、私は腹立たしいと思います。何でそこで一步踏みとどまって、最初のその料金で、

何でそこで現状維持できなかつたのか。踏んだり蹴ったりですよ、生産者は。それでは生産に対する意欲は湧かないと思います。

やむなく、農業をやめるわけにはいかないので、続けております、一生懸命。ところが、今もうけがもう20年前ぐらいの半分になつととですよ、農業のほうは。その辺を十分考えて、今後手数料の見直し、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 手数料についてでございます。なかなか見直しというのは難しいかというふうに考えております。ただ、道の駅のほうでも、出荷者に対しまして奨励金とか、特別活動費とか、出荷組合に対して出しているような経過もございますので、そういうところで手厚くできないものかというのも一つの方法としてあるかと思っております。そういうのにつきまして、会社のほうとも調整をさせていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第11、議案第73号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第73号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 議案第73号人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

お手元の資料、本日配付分の資料、4名の方の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

うきは市●●●●●●●●●●●●●●●●、高浪廣海、昭和24年5月11日、職業、無職。

同●●●●●●●●●●●●●●●●、古賀恒徳、昭和25年8月26日、無職。

同●●●●●●●●●●●●●●●●、原ゆり子、昭和26年2月12日、無職。

同●●●●●●●●●●●●●●●●、足達京子、昭和24年7月31日、無職。

以上4名の方の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決しました。

日程第12. 議案第75号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第75号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） それでは、議案書の8ページをお開きください。

議案第75号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年9月2日、うきは市長高木典雄。

次のページをお願いします。

うきは市税条例の一部を改正する条例で、うきは市税条例の一部を次のように改正するとして、以下に改正文がありますが、このたびの改正については、所得税法の一部を改正する法律がことしの3月31日に公布されました。これに伴いまして、うきは市税条例の一部を改正する必要がありましたので、改正を行うものでございます。

今回の改正は、日本と台湾の租税についての取り決めにより、法律を整備したことによる条例改正となっております。

日本と台湾は友好的な関係にありまして、貿易などの経済関係も緊密に行われています。しかし、中国との関係もあり、正式な外交関係がとられておりません。つまり、日本と台湾は、正式

な租税条約を結ぶことができない関係でございます。

そこで、日本と台湾の2国間における今後の健全な投資や経済交流を促進するため、去年の11月にお互いの民間窓口機関同士の間で、租税条約に相当する内容の取り決めが結ばれております。今回の改正は、この取り組みに規定された内容を実施するために、国内法を整備したことによるものでございます。

その法律の中身は、日本において台湾の方に支払われた利子所得や配当所得については、他の所得と分離して所得税や住民税を課税するという内容となっております。この法律に基づきまして、今回の市税条例の改正となったものでございます。

お配りしておりますうきは市税条例新旧対照表の1ページを見ていただきたいと思います。

左側の改正案の欄のほうの真ん中ほどに附則、（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）第20条の2が新設され、新たに条文として加えられております。この特例適用利子や特例適用配当といいますのが、台湾の方に支払われた利子や配当のことを指しております。

この条文の下から7行目の真ん中あたりですが、「他の所得と区分し、」云々でございます。そして一番下の行の最後のほうから次のページにかけまして、「100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。」とあります。これが、利子所得については、他の所得と分離して課税するとした内容のところでございます。

この条文は、利子所得についての記述でございますが、配当所得については、新旧対照表の3ページに書いてあります。第3項でございます。第3項の最後のほうを見ていただきたいと思います。3ページの真ん中あたりですが、ここにも「100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。」と書かれております。

このように今回の改正は、日本において、台湾の方に支払われる利子所得と配当所得の課税について、ほかの外国人と同じ取り扱いとするため、法律の整備をしたことに伴います条例改正でございます。

4ページの下の方にあります第20条の3から最後のページまでの改正は、今回新設されました附則第20条の2を加えたことにより、条番号の変更と条文の整備等でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第76号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第76号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案書第76号、ページ数13ページでございます。

議案書の朗読の省略をさせていただきます。お手元の資料の新旧対照表9ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の理由につきましては、ただいま市税条例の改正の議案と同様でございます。所得税の改正に伴うものでございます。新旧対照表の10項、特例適用利子等について、11項、特例適用配当等についてを追加で新設をしております。

これに続きまして、10項、11項が12項、13項に段ずれ、行ずれをすることになります。

国保税につきましては、課税所得が利子及び配当等の分離課税所得を合算して従来より算出しておりますので、この改正により制度の内容、税額、軽減判定等が変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決することに決しました。

日程第14. 請願の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

連絡します。あした9月3日、9月4日までは休会とし、9月5日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時02分散会
